介護職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を補助します！！

江戸川区介護職員等

宿舎借り上げ支援事業



１．補助対象等

●**対象事業所**

区内に所在する介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第14項に規定する**地域密着型サービスを実施する事業所**で、以下のいずれかに該当する事業所とする。

1. **福祉避難所**

福祉避難所として江戸川区と災害時協力協定を締結しており、かつ、介護職員等の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所

※福祉避難所としての災害時協力協定の締結には**、**事業所の建物が新耐震基準を満たしている必要があります。

1. **災害時協定締結事業所**

災害時、①「利用者の安否確認」、②「避難所等での介護サービスの提供」、③「避難所等への誘導を行う」の内、「①および②」または「①および③」について、江戸川区と災害時協力協定を締結している事業所

1. **その他事業所**

(１)、(２)以外の事業所

●**対象法人**　　対象事業所を運営している法人

●**対象入居者**

　　対象事業所に勤務する**介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員および計画作成担当者**とする。また、福祉避難所および災害時協定締結事業所に該当する対象事業所の補助対象者は災害対策上の業務に従事する者とする。

※当該事業所の経営に携わる法人の役員を除く。

※対象入居者および同一世帯の世帯員が、住宅手当を受給している場合は対象外。

※東京都が実施している「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」との併用は不可。

**●対象宿舎**

　　補助の対象となる宿舎は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ⅰ）対象法人が雇用する介護職員等を居住させるために借り上げている宿舎であること。

※対象法人又は対象法人の役員又はその親族等が所有するものを除く。

（ⅱ）補助対象入居者が入居していること。

（ⅲ）借り上げている宿舎が対象事業所の半径10キロメートル圏内にあること。※**（１）、（２）の事業所のみ**

２．補助内容

**●対象となる経費**

対象法人が支出した介護職員等の宿舎借り上げに係る経費（賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料等）

※ただし、入居者から賃借料等の一部を徴収している場合は、その徴収額を差し引く。

※１事業所につき**4戸を上限**とする。

※同一職員で最大10年まで補助（令和5年度までに本事業利用職員は、令和6年4月1日が10年の始期）

※1,000円未満は切り捨てとする。

**●補助基準額**宿舎1戸当たり**月８２，０００円**

**(裏面につづく)**

**●補助対象金額**

（１）福祉避難所・災害時協定締結事業所

対象となる経費と補助基準額を比較し、**少ない方の額に7/8を乗じた額**

　　　　　　　※対象法人は、**補助対象経費に1/8を乗じた金額以上を負担する**

（２）その他事業所

対象となる経費と補助基準額を比較し、**少ない方の額に1/2を乗じた額**

　　　　　　　 ※対象法人は、**補助対象経費に1/2を乗じた金額以上を負担する**

３．実施スケジュール

**法人**

補助金支払

補助金額の確定

審査

**法人**

交付申請書

交付決定

**法人**

実績報告書

審査

請求書

5月中旬頃

（予定）

2月下旬頃

（予定）

12/2～1/31

3/31～4/4

4月中旬

（予定）

４．申請方法

申請者は**法人単位**となります。

**●申請期間**

　令和6年12月2日（月）～　令和７年１月31日（金）

**●提出書類**

（１）江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第１号様式）

（２）江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（事業所別）（第１号の２様式）

（３）江戸川区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（宿舎別）

（福祉避難所・災害時協定締結事業所の場合は第１号の３様式、その他事業所の場合は第1号の４様式）

（４）宿舎に係る賃貸借契約書の写し

（５）補助対象入居者と締結した宿舎に係る使用契約書の写し

（６）補助対象入居者と締結した雇用契約書（雇用開始日及び就業場所が記載されているもの）

（７）給与規定の写し（住居手当および居住支援特別手当の不支給が確認できるもの）

（８）誓約書（第２号様式）

（９）補助対象入居者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行後３か月以内のもの）

※ただし、申請者が区内に住所を有し、個人情報の利用に係る同意書（第３号様式）を提出した場合は、省略することができる。

**＜災害時協力協定に関すること＞**

**※締結にはお時間がかかるので、早めにご相談ください。**

江戸川区危機管理部防災危機管理課計画係

（江戸川区役所５階）

〒132-8501　江戸川区中央１－４－１

電　　　話　０３-５６６２-１９９２

**＜宿舎借り上げ支援事業に関すること＞**

**※申請をする場合は、事前にご連絡ください。**

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係

（江戸川区役所２階２番）

〒132-8501　江戸川区中央１－４－１

電　　　話　０３-５６６２-００３２

**●問い合わせ・提出先　（受付時間　午前８時３０分から午後５時まで※土日・祝日を除く)**